

令和5年度

あゆみ

—健全育成と非行防止を目指して—

(第54号)



令和4年度根室市20歳のつどい実行委員会

根室市青少年問題協議会
根室市教育委員会

発 刊 に あ た っ て

根室市青少年問題協議会
会長 根室市長 石 垣 雅 敏

現在の青少年を取り巻く環境は、核家族化、少子化等によって地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係が希薄化していると言われております。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル化社会の急速な進行など、これまでの生活習慣を一変し、社会全体の価値観などが劇的に変化するいわゆる「パラダイムシフト」がおこなっております。

また、スマートフォンやSNSをはじめとする情報通信機器・サービスが急速に普及し、回転寿司店等での不適切行為を撮影した動画をSNSで投稿する事件など相次ぎ、それに対するネット上で極めて厳しい反応が見られるなど、複雑・多様化する社会問題に対しては、柔軟で的確な対策を講じていくことが求められています。

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え、将来に向かって社会を発展させる原動力であり、「市民誰もが住み慣れた根室で生き生きと暮らす」ためには、必要不可欠な力であります。

当市におきましては、自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、社会の一員として心身ともに健やかに成長することを願い「根室市青少年対策推進要綱」に基づく青少年の体験活動の充実並びに非行防止活動の推進に向け、家庭や学校、地域、行政、などさらに連携を深め、今後も継続して様々な問題の早期発見、早期解決、未然防止に努めてまいります。

このたび、関係各位のご理解とご協力により、令和5年度『あゆみ』（第54号）を発刊することができました。今後の青少年の健全育成、非行防止の一助としてご活用いただければ幸に存じます。

最後に、市民の皆様や関係機関・団体がそれぞれの立場から、青少年の健全育成にご尽力いただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げ、発刊にあたってのあいさつといたします。

根室市民憲章

(昭和43年8月1日制定)

わたしたちは、太平洋とオホーツク海に望む日本の東、
白鳥の群れとぶ美しい自然のなかに生きる根室市民です。

わたしたちは、たくましい開拓精神とゆたかな北方文化
を受けつぎ、更に理想の郷土をきずくため、開基100年に
当たり、この憲章を定めてあすへの誓いといたします。

- 1 郷土を愛し、美しいまちをつくります。
- 1 健康で働き、豊かなまちをつくります。
- 1 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくります。
- 1 生活を楽しみ、明るいまちをつくります。
- 1 北方領土の復帰をはかり、平和なまちをつくります。

児 童 憲 章

〔 昭 和 26 年 5 月 5 日
児童憲章制定会議制定 〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

— 目 次 —

○発刊にあたって

○根室市民憲章

○児童憲章

令和5年度 根室市青少年対策推進要綱

・基本方針	1
・重点目標	1
・主要推進事項	2
・青少年の育成機構図	4
・根室市青少年相談室の動き一覧（令和4年度）	5

I. 青少年の健全育成

1. 青少年健全育成推進のための市民活動

（1）青少年健全育成のための啓発活動	7
（2）有害環境浄化等の運動	7
（3）「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施	7
令和4年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（個人）	8

2. 豊かな青少年を育むPTA活動

「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施	9
令和4年度 三行詩コンクール最優秀賞受賞作品一覧	9

II. 非行防止対策と補導活動

1. 補導活動

（1）意義〈目的〉	10
（2）街頭補導の概況	10
① 補導委員の構成 ② 街頭補導の方法 ③ 街頭補導実施状況(令和4年度)	
（3）指導・補導の状況と傾向（生徒指導状況調査より）	11
① 行為別指導・補導数の推移 ② 学識別指導・補導数の推移	
③ 男女別指導・補導数の推移 ④ 令和4年度の指導・補導状況全体の傾向	12

2. 相談活動

（1）青少年相談の目的	13
（2）相談活動の状況	13
（3）相談の受理状況と傾向	13
① 新規・継続別及び形態別等の傾向	
② 相談内容の傾向 ③ 相談の学識別状況	14

3. 学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」の支援

（1）開設状況	14
（2）通室状況	14

Ⅲ. 今後の青少年対策の推進について

【青少年問題の現状と今後の対応】

(1) 家庭における健全育成の啓発強化	1 6
(2) 学校、家庭、地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題	1 6
(3) 地域における非行の実態と防止活動の推進	1 7
(4) 青少年相談活動の充実強化	1 7
(5) 幼児・児童生徒の安全確保の強化	1 7

Ⅳ. 資料編

1. 地方青少年問題協議会法	1 8
2. 根室市青少年問題協議会条例	1 9
3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則	2 0
根室市青少年問題協議会委員名簿	2 1
根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿	2 2
(補導育成専門部会・勤労青少年専門部会・いじめ対策専門部会)	
4. 根室市青少年相談室設置規則	2 3
5. 根室市青少年対策実践要領	2 6
根室市青少年対策実践班名簿	2 7
補導状況一覧(令和4年)暦年集計(1月～12月)	2 8
6. 用語関係の解説	
(1) 用語の解説	2 9
(2) 不良行為の種別・内容	2 9
(3) 少年補導のための関係機関等の役割	3 1
7. 子ども電話相談窓口一覧	3 2

令和5年度 根室市青少年対策推進要綱

【基本方針】

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え将来に向かって社会を発展させる原動力である。未来の社会の担い手となる青少年が、自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、心身共に健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いである。

今日の青少年をめぐる諸問題は、相次ぐ凶悪な犯罪や非行の発生、非正規労働の若者が増加し、フリーターやニートの数の高止まり、薬物乱用等がある。

教育上の課題としては、学力や体力の向上、いじめや不登校児童生徒等や登下校等における不審者等の問題がある。

こうしたことの背景には、家庭、学校、地域等広範な領域において様々な要因が複雑に絡み合って発生しており、思いやる心、感動する心、自ら学び考える力等、社会生活の基本となる資質や能力としての「社会を生きる力の育成」が重要であり、少子高齢化の急速な進行、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式、デジタル社会の到来など社会構造が大きく変化している。

特に、スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器・サービスが急速に普及し大きな利便性をもたらしている一方、深夜や長時間の使用による健康面や学力への影響、児童買春や児童ポルノをはじめとするSNS等に起因する性犯罪や個人情報の漏洩によるいじめ等が社会問題となっており、こうした問題を未然に防ぐ対策が必要である。

また、乱暴行為・深夜徘徊は減少しているが、不審者対策や児童虐待等についても、引き続き留意することが必要である。

このため、青少年の人間形成に大きな影響を与える家庭・学校・地域があらためて役割を見つめ直し、それぞれが教育力を高め、青少年が基本的な生活習慣や基礎的な学力を身につけ、豊かな人間性と生きる力を育んでいけるよう、青少年に様々な社会体験（労働、奉仕等）、自然体験、文化活動、スポーツ等の機会を提供する等、アフターコロナを見据えた、積極的な取り組みを行う必要がある。

また、非行や不登校等の問題行動、更にはいじめ等について、家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を一層強化し、今後も継続して問題の未然防止や早期発見、早期解決に取り組む必要がある。

最近の状況を踏まえて、青少年が安心して諸活動に取り組めるよう、市をはじめ、各関係機関・団体が一丸となって、子どもの安全を確保するための対策を講ずる必要がある。

今後、青少年対策を推進するにあたっては、以上のような青少年問題の現状と課題を踏まえ、大人一人ひとりが子どもたちの模範となるとともに、「大人自身が意識を持って」、すべての子どもが「我が子」との思いから家庭、学校、地域を通じて積極的に青少年の健全育成に関わっていくことが重要である。

このため、重点目標を次のとおりとし、青少年健全育成のための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを提言する。

【重点目標】

- 家庭における健全育成の啓発強化
- 家庭、学校、地域の連携の強化
- 青少年のための体験活動の充実
- 地域における非行防止活動の推進
- 青少年相談活動の充実強化
- 幼児・児童生徒の安全確保の強化

【主要推進事項】

1 家庭における健全育成の啓発強化

- (1) 父親の家庭教育への参画を促進するとともに、希望する親への支援ばかりではなく、すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報を提供し、家庭の教育力向上の普及・啓発に努めます。
- (2) 関係する方々と連携し、子育ての悩みや課題、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援に努めます。
- (3) PTA活動や地域の研修会等をとおして、子どもの健全育成を図るための活動支援に努めます。
- (4) 早寝早起き朝ごはん運動等、子どもの生活リズムの向上や食習慣の育成のため、関係機関等と連携し啓発活動をするとともに、心身の健康増進を支援します。

2 家庭、学校、地域の連携強化

- (1) 昨年度全中学校区で組織化された「コミュニティ・スクール」について、保護者や地域全体で子どもたちの成長を支える体制の充実に向け、コミュニティ・スクールを導入し、専門的な知識・経験を有する人材を活用しながら、学校運営の改善・充実に努めるとともに、地域コミュニティの活性化により、家庭・学校・地域が一体となり、ふるさと根室を思い行動する子どもを地域で育てる取り組みを推進します。
- (2) 学校や地域のスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動の情報提供等の充実とスポーツ活動の参加促進を図り、運動能力の向上に努めます。
- (3) 根室市青少年健全育成市民会議の活動の支援を図るとともに、家庭・学校・職場・地域社会及び行政機関が一体となった市民ぐるみの実践活動を展開し、市民の青少年育成意識の高揚に努めます。
- (4) 関係機関との連携を強化し、子どもの虐待の早期発見と防止に努めるとともに、関係者の意識向上に努めます。
- (5) 根室市子ども会育成連絡協議会及び関係団体と連携し、子どもの健全育成を図るため、各種事業を推進します。
- (6) 青少年と家庭・学校・職場・地域との連携を更に深めるため、「おはよう・こんにちは」などの積極的な声かけ・あいさつ運動を推進します。
- (7) いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめの根絶に取り組みます。
- (8) 学校・家庭双方の相談やつなぎ役を務め、子どもたちの心身の安定に資する役割を担う「教育支援担当主幹」を設置し、児童生徒の問題解決の推進に努めます。

3 青少年のための体験活動の充実

- (1) 関係機関等との連携・協力を深め、様々な体験活動をとおして、相互の交流を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間性を育む活動を推進します。
- (2) 関係機関等との連携を深め、青少年の社会奉仕活動、地域づくり活動、高齢者との交流活動等の、社会参加活動を促進します。
- (3) 青少年の社会参加活動に対する関心を高めるため、広報啓発活動を強化します。
- (4) 青少年が、ボランティア活動体験や職業体験をする機会と場の提供等及び指導者の養成等を推進します。
- (5) 地元企業や関係団体と連携・協力し、体験活動や研修会等をとおして、青少年が郷土愛を育み、根室の良さを自覚しながら地元で働く動機付けや、意欲の向上を促進します。

4 地域における非行防止活動の推進

- (1) 街頭補導等の非行防止活動を組織的・計画的に実施するために、各学校・青少年育成団体・警察等関係団体との連携により補導活動の充実強化を図ります。
- (2) 青少年の非行や暴力行為を助長する有害環境等の浄化をするため、関係業者に自粛を促すような住民による地域活動を推進します。また、非行を誘発しやすい環境や条件の改善について、関係者の協力を求めます。
- (3) カラオケボックス、貸しステージ、風俗営業法の適用を受けるパチンコ店・ゲーム店等の営業者及び有害図書類の販売業者に対して、青少年の健全育成の観点から、警察等関係機関との連携を図り適切な指導及び協力を要請する活動を推進します。
- (4) スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器やインターネットサービスは、一層複雑化多様化しながら青少年の生活全般に浸透しており、それに起因するトラブルや犯罪に遭う被害が全国的に多発していることから、未然防止のため家庭や学校、関係機関とより強く連携し、サイバーセキュリティの普及啓発とともにマナーやモラル等の指導に努めます。
また、保護者に対しても、フィルタリングサービスの重要性や、基本的な生活習慣の確立を図るため、「スイッチオフ22」運動をはじめ、年齢に応じた利用時間の設定や利用方法等、家庭でのルールづくりについて啓発します。
- (5) 覚せい剤をはじめとした薬物乱用防止の啓発は、中学校・高等学校や警察等の関係機関と連携し、指導資料や啓発資料を提供するとともに、生徒自らが積極的に参加する防止活動を支援します。
- (6) 青少年の飲酒・喫煙・万引・深夜徘徊・暴力・粗暴行為については、家庭の積極的な協力や地域からの情報を得ながら各学校の迅速・適切な指導を支援していきます。

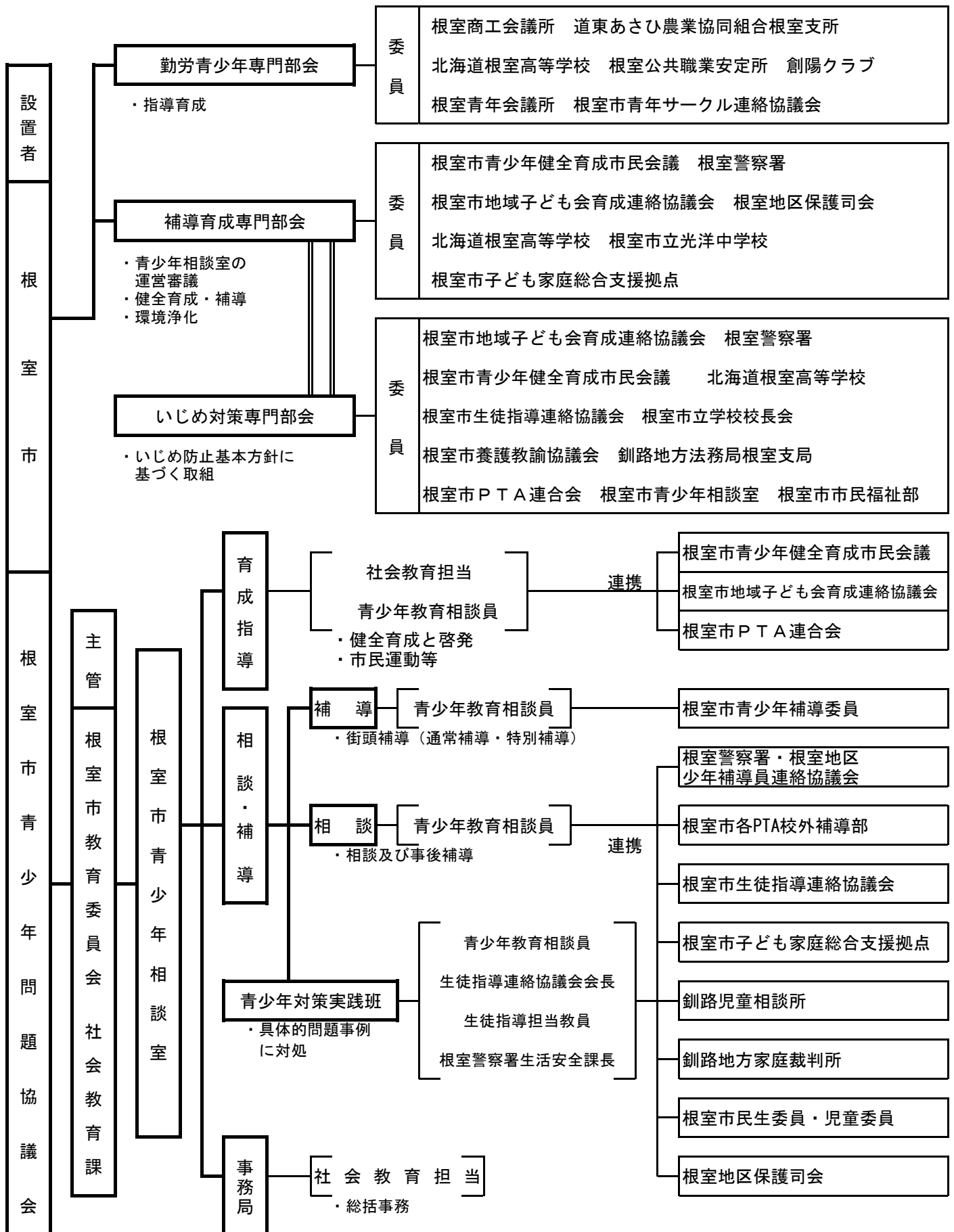
5 青少年相談活動の充実強化

- (1) 非行や不登校、いじめ等により悩みを抱える青少年や保護者が相談しやすい環境づくりと併せ、学校をはじめ関係機関や団体との連携強化のため、開館時間を延長した青少年相談室での対面相談、専用電話に加え、インターネット・電子メールを活用した相談方法等利便性の向上を図り、相談者に寄り添った相談体制の充実に加え、「いじめ・悩み相談」専用電話や電子メールによる「いじめ相談室」についても引き続き活用に努めます。
また、地域や学校等の各種研修会に参加し、相談活動の情報提供や情報交換に努め、関係機関との連携強化を図ります。
- (2) 相談機能の充実を図るとともに、各学校との連携を深めながら、早期発見・未然防止と問題の解決に向けた、カウンセリング体制の整備などに努めます。
- (3) 不登校生のための適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」に整備されたタブレット端末を有効活用し、学校で学びたくても学べない児童・生徒に対する学びの保障に努めるとともに、子どもの特性に応じたきめ細かな支援体制と各学校との相談活動を強化し、指導の充実に努めます。

6 幼児・児童生徒の安全確保の強化

- (1) 警察署や市等、関係機関・団体との連携を密にし、事故防止に努めます。
- (2) 不審者情報等は、管内関係者や関係機関・団体に迅速に伝達し、情報の共有化に努めます。
- (3) 不審者に遭遇したとき「子ども110番の家」の活用や助けを求める方法等、児童・生徒への指導を徹底します。
- (4) 地域全体で通学路の安全確保に努めるとともに、子どもが安心して外出できるよう、ボランティアなどによる見守り活動の推進を図り、不審者や事故の防止に取り組みます。
- (5) 広く市民に情報提供や協力を呼びかけ、市民ぐるみでの啓発に努めます。

青少年の育成機構図



根室市青少年相談室の動き一覧(令和4年度)

月	日	内 容 等	備 考
4月	7日	学校適応指導教室運営要項の改訂	
	8日	学校訪問（柏陵中）	
	14日	情報交流（光洋中）（成央放課後教室）	
	19日	情報交流（柏陵中）	
	21日	情報交流（こども子育て課）	市役所 1 F 相談室
	27日	要対協実務者会議	市役所 3 F 会議室
5月	6日	通室生徒ビデオ通話により安否確認（光洋中 2 年女子）	
	11日	適応指導教室学習参観（柏陵中 2 年母）	
	13日	通室生徒面談（光洋中 2 年、学校長・養護教諭）	
6月	9日	令和4年度根室地区青少年育成運動推進指導員会合同会議	中標津しるべっと
	16日	学校訪問（北斗小）	
	28日	学校訪問（柏陵中）	
7月	2日	相談室及び適応指導教室の移転作業	
	4日	移転完了に伴う内覧会実施（市長、市議会議員、新聞社等）	
	8日	青少年育成運動推進指導員会事務局引き継ぎ	
	11日	要対協関係児童情報交流（こども子育て課来室）	
	12日	Face Timeを使って通級児童と成央小教諭が通話	
	19日	学校訪問（光洋中）	
	20日	生徒指導担当者会議（柏陵中）	
	27日	要対協実務者会議	市役所 3 F 会議室
8月	16日	街頭補導（1 回目）	
	19日	街頭補導（2 回目）	
	23日	街頭補導（3 回目）	
	26日	街頭補導（4 回目）	
	30日	街頭補導（5 回目）	
9月	2日	北海道青少年育成大会出席（札幌市）、街頭補導実施（6 回目）	
	5日	学校訪問（北斗小）	
	6日	街頭補導（7 回目）	
	9日	街頭補導（8 回目）	
	13日	第 1 回不登校児童生徒支援連絡協議会（Zoom会議） 情報交流（子育て課）、街頭補導実施（9 回目）	
	14日	学校訪問（成央小）	
	15日	学校訪問（北斗小）	
	16日	街頭補導（1 0 回目）	
	20日	街頭補導（1 1 回目）	
	21日	学校訪問（海星小）	
	27日	街頭補導（1 2 回目）	
	30日	街頭補導（1 3 回目）	

月	日	内 容 等	備 考
10月	7日	街頭補導（１４回目）	
	13日	北海道地域子育て支援拠点中堅職員研修（Zoom会議）	オンライン開催
	14日	街頭補導（１５回目）	
	19日	就学時健診対応	総合文化会館
	31日	就学時検診（吟味検査）	青少年相談室２F
11月	1日	就学時検診（吟味検査）	青少年相談室２F
	2日	就学時検診（吟味検査）	青少年相談室２F
	4日	就学時検診（吟味検査）	青少年相談室２F
	7日	情報交流（光洋中）	校長・養護教諭来室
	8日	子供・若者育成支援のための地域連携推進事業 ・「子ども・若者の居場所支援」（youtube配信） ・研修大会（Zoom研修）	オンライン開催
	14日	学校訪問（根室高校１年女子）	
	15日	教育相談（光洋中２年女子）	養護教諭来室
	25日	前期生徒指導状況調査実施（１２月２日回収）	
12月	12日	就学時検診（吟味検査）	青少年相談室２F
	15日	教育相談（成央小３・５年男子）	成央小教諭来室
	16日	学校訪問（海星小）	
	22日	生徒指導担当者会議（柏陵中）	
	23日	学校訪問（根室高校）	
1月	11日	教育相談（有朋高校１年女子）	
	27日	要対協実務者会議	市役所３F会議室
2月	3日	学校訪問（根室高校１年女子）	
	7日	根室保健所との連携確認（相談対応）	根室保健所
	8日	学校訪問（北斗小）	
	9日	情報交流（こども子育て課）	市役所１F
3月	2日	青少年問題協議会 （舗道育成専門部会・勤労青少年専門部会・いじめ対策施文部会）	総合文化会館 ２F第２講座室
	22日	学校訪問（北斗小）	
	23日	後期生徒指導状況調査実施（３月３１日回収）	

◎市内巡視・・・・・・・・・・	１５回	◎学校・地域訪問・・・・・・・・	１４回
◎適応指導教室支援・・・・・・・・	２７回	◎相談対応・・・・・・・・・・	２４回
◎電話による他機関との連携・・	３８４回	◎来客・・・・・・・・・・	１３５人

I. 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成のためには、家庭、学校、地域等すべての市民が連携、協力のう え、それぞれの役割と責任を果たし、より良い環境づくりを推し進めることが重要となっています。

このことから、令和4年度において、以下のとおりさまざまな活動・運動等の取り組みが行われました。

1. 青少年の健全育成推進のための市民活動

青少年の健全育成を推進する先導的組織として、昭和59年に青少年の関係機関や民間団体等を構成メンバーとする「根室市青少年健全育成市民会議」（以下、市民会議という。）が設立され、現在28団体・9個人が加入し、家庭の健全化や青少年の育成活動の強化および非行防止や、社会環境の浄化を図るための諸活動を行っています。

（1）青少年健全育成のための啓発活動

市民の青少年の健全育成に対する理解を深め、意識の高揚と活動への積極的参加を促す啓発活動を、市民会議等が中心となり進めております。

- 啓発のため「大人が変われば子どもも変わる。まず、行動や後ろ姿で示せる大人に」のイラスト入り看板を市内小・中・義務教育学校の全校に設置しております。
- 携帯電話のルールづくりと、フィルタリングサービスの活用啓発パンフレットを作成し、小・中・義務教育学校・高校及び販売会社へパンフレットの配布を行いました。
- 「道民家庭の日」リーフレットを配布し、家族の安らぎと、ぬくもりを分かち合うための啓発を行いました。

（2）有害環境浄化等の運動

心身ともに成長過程にある青少年にとって、社会環境からの影響は極めて大きいものがあることから、市民会議が中心となり有害図書排除等の環境浄化対策を進めてきました。

その結果、有害図書類の自動販売機は、平成9年以降設置されていません。有害図書類に関しては、今まで「北海道青少年保護育成条例」で規制されておりましたが、平成19年4月より「北海道青少年健全育成条例」に改正され、図書類取扱業者に対し、青少年への販売等しないよう努力義務が加わったほか、有害がん具類の規制が新たに設けられました。

また、インターネットやスマートフォンの急速な普及による青少年への影響に対応するため、平成26年4月よりフィルタリング機能に関して、スマートフォン等販売事業者による説明が義務化されています。

さらに、平成30年2月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、青少年と役務提供契約を結ぶ場合、青少年の保護者へ青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としなければならない旨規定されたため、北海道においても次代を担う青少年の健全育成や非行防止のため、北海小津青少年健全育成条例を改正しました。

（3）「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施

市内に居住する学齢始期から19歳未満の個人・団体を対象として、社会の模範となる行為を表彰し、青少年の誇りと自信を高めより良い社会の一員としての豊かな心と、実践力を育成することを目的に昭和61年度より実施しており（平成20年度までは「青少年善行表彰」の名称で実施）これまでの表彰件数は144件（個人92件・団体52件）となっています。

令和4年度は、3個人が各学校等で表彰されました。

（表1参照）

令和4年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（個人）

表 1

No.	氏 名	年 齢	所 属	活 動 内 容
1	飯田 寛晴 (いいだ かんせい)	18	北海道根室高等学校	○ 飯田さんは図書館で毎年開催している「古本市」で、図書館ボランティアスタッフとして10年以上奉仕活動を行い、2015年度には実行委員長も務めて準備開催へと尽力し、収益金を児童図書購入費として寄付していただくなど公共奉仕につくし、併せて積極的に児童生徒に読書の楽しさを広げる活動を行っています。
2	橋本 光喜 (はしもと みつぎ)	17	北海道根室高等学校	○ 橋本さんは図書館で毎年開催している「古本市」で、図書館ボランティアスタッフとして10年以上奉仕活動を行い、2016年度には実行委員長も務めて準備開催へと尽力し、収益金を児童図書購入費として寄付していただくなど公共奉仕につくし、併せて積極的に児童生徒に読書の楽しさを広げる活動を行っています。
3	石垣 憧 (いしがき しょう)	11	根室スイミングクラブ（北斗小学校6年）	○ 石垣さんは幼児期から水に親しみ、小学校入学と同時にスイミングクラブに入会し本格的に水泳を始め全道大会に出場できる力をつけました。 明るい性格と、誠実さで自己を高めるための努力を惜しまず、後輩の模範となる練習意欲と態度で信頼も厚く水泳競技力向上のみならず、清掃美化活動やリサイクル運動にも積極的に取り組んでいます。 常に自己の目標を掲げ邁進するその姿は、下級生たちの模範となっております。

2. 豊かな青少年を育むPTA活動

市PTA連合会では、市民会議や市教育委員会等と連携協力し、青少年の健全育成のために組織的な活動を積極的行なっています。また、諸活動の重点課題を定め、研修会や非行防止などの活動を行なっています。

「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施

令和4年度は「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」をテーマにした三行詩コンクールを実施し、児童・生徒はじめ高校・一般市民から多数の応募があり、最優秀作品が各学校で表彰されました。

令和4年度 三行詩コンクール最優秀受賞作品一覧

テーマ 「家族で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」

部 門	作 品	受賞者
小学校 低学年の部	しっぱいしてもあきらめない なんどもなんどもちょうせん みんなのがんばれが きこえるよ	北斗小学校 2年 柿本 愛心
小学校 中学年の部	家ぞくで わらい合う そんな時間が わたしのしあわせ	花咲港小学校 3年 清水 結羽
小学校 高学年の部	「ありがとう」 何百回でも 伝えたい	厚床小学校 6年 新井田 響芭
中学校の部	みんなで囲む食卓に 少し一品たしたいな 笑顔のスパイス振りかけて、毎日笑って味わって。 「お母さん 今日美味しいよ」	歯舞学園 8年 本田 心響
一般の部	独りじゃない事 わかってほしな。 離れていても あなたは 大切な存在なのだから	柏陵中学校 森谷 智子

※学校・学年は受賞時のものです。

Ⅱ. 非行防止対策と補導活動

1. 補導活動

(1) 意義〈目的〉

街頭補導は、少年の非行が行われやすい、商店・公園・カラオケボックス・遊戯場などにおいて、不良行為少年を早期に発見し、適切な指導や助言を与えることを目的として行います。

また、少年の行動や性格・環境から、将来何らかの罪を犯すおそれのある、ぐ犯少年についても、発見した場合には警察官に引き継ぎ対応をとることから、補導の対象としております。

さらに、少年非行等の動機および有害環境の実態把握も併せて行い、資料を収集するなど、街頭補導は少年非行の防止活動をすすめる上において、重要な役割を果たすものです。

(2) 街頭補導の概況

根室市青少年相談室設置規則により、下記の選出区分から根室市青少年補導委員を教育委員会が委嘱しています。

また、街頭補導には長期的に行う通常補導と、市内行事や学校の長期休業期間中などに行う特別補導があります。

①補導委員の構成

選出区分	民生福祉 関係	市PTA 連合会関係	法務関係	教育関係	学識関係	市職員	計
人数	8人	2人	1人	0人	1人	6人	18人

②街頭補導の方法

ア. 通常補導

補導回数 年間15回 1か月1～4回程度
 補導委員 1回2～3人
 夜間補導 6月～10月 20:00～21:00

イ. 特別補導（根室市青少年対策実践班）

○変質者発生等の際、盆踊り等

昼間補導 (児童生徒下校時刻) 14:00～16:00

夜間補導 19:00～22:00

盆踊り、金刀比羅神社例大祭、港まつり、神社・寺お祭り、学校長期休業中

③街頭補導実施状況（令和4年度）

年間実施 予定回数	年間 実施回数	年間のべ 実施時間	参加補導員 のべ人数	補導人数
15回	15回	15時間	37人	0人

(3) 指導・補導の状況と傾向（生徒指導状況調査より）

生徒指導状況調査とは、各学校の指導状況と傾向を把握するため、市内小・中・義務教育学校・高校を対象に年2回（前期～10月と後期～2月）各学校へ依頼し実施している調査です。

各校の生徒指導担当者にご協力をいただきながら、指導・補導の正確な状況の把握に努め、子どもたちへの指導の充実へ向けて調査結果の有効活用に取り組んでいます。

①行為別指導・補導数の推移

令和4年度の行為別指導・補導数では、飲酒が3件、家出が2件発生していますが、それぞれ単発的なもので特徴的な傾向を示すものではないと思われます。また、過去2年間0件だった校内における乱暴（暴力行為）については、令和4年度5件発生しており、コロナ禍における教育活動の大幅な制限によって生じるストレスなどの影響についても考察を深めながら、十分注意して子どもたちを見守る必要があります。

表2 行為別指導・補導数 (件)

行為	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
飲 酒		10		2		3
喫 煙		19	1	2	2	
金 品 不 正 要 求						
深 夜 は い か い			6		1	
家 出		2	3			2
無 断 外 泊				2		
性 的 い た ず ら		2	1			
不 良 交 友						
不 健 全 娯 楽						
粗 暴 行 為		11	11			5
暴 走 行 為						
そ の 他		9	5			
合 計		53	27	6	3	10

②学識別指導・補導数の推移

令和3年度の学識別指導・補導数は、小学生2人（+2）、中学生8人（+7）、高校生15人（+10）でした。昨年度に比べて全ての学識で増加が見られます。

2年余りに渡るコロナ禍の行動様式が幾分緩和されてきた影響もあると思いますが、各学校やそれぞれの学年における状況を正確に把握し、関係機関でしっかりと情報を共有しながら、根室市全体で連携・協力をした組織的な対応がますます大切になります。

表3 学識別指導・補導数 (人)

年度	児 童 ・ 生 徒					有職 少年	無職 少年	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計			
平成30年度	5	42	6	0	53	0	0	53
令和 元年度	9	14	4	0	27	0	0	27
令和 2年度	0	7	3	0	10	0	0	10
令和 3年度	0	1	5	0	6	0	0	6
令和 4年度	2	8	15	0	25	0	0	25

③男女別指導・補導数の推移

令和4年度の男女別指導・補導数は、男子が22名（+16）、女子が3名（+3）という結果でした。指導・補導件数の総数が大幅に増加している中、下表4の最近5年間の推移からは女子より男子の方がおよそ8対2の割合で多いといった傾向が見られます。

表4 男女別指導・補導数

(人)

年度 \ 区分	男（構成比）	女（構成比）	計
平成30年度	44（83.0%）	9（17.0%）	53（100.0%）
令和元年度	19（70.4%）	8（29.6%）	27（100.0%）
令和2年度	8（80.0%）	2（20.0%）	10（100.0%）
令和3年度	6（100.0%）	0（0.0%）	6（100.0%）
令和4年度	22（88.0%）	3（12.0%）	25（100.0%）

④令和4年度の指導・補導状況全体の傾向

令和4年度の根室市内の各学校（小・中・義務教育学校・高校）における児童・生徒の指導・補導件数は10件（25名）でした。市内行事・イベントがコロナ渦以前の状態を取り戻しつつあるなか、教育活動も制限が緩和され、これまでのストレスの反動の影響が指導・補導件数が増加しました。今年度は内容別で、飲酒が3件と家出が2件発生しており、この2年間発生していなかった乱暴（校内）が増加していることについては特に注意する必要があると考えます。

感染予防対策の長期化による過度のストレスなど、児童・生徒に及ぼす影響についてはこれからも注意しなければなりません。生徒指導担当者会議における情報交流の場等で正確な情報を共有するとともに、生徒指導に関する研修を活用して効果的な指導方法を工夫しながら、しっかりと連携・協力した対応を継続していかなければなりません。

また、経済状況の悪化による家庭環境への影響も心配されるところでもあります。個人情報には十分配慮しながらも、学校・家庭・関係機関等の情報の共有と連携により、注意深く児童・生徒を見守り、丁寧な指導・支援に努めなければなりません。

2. 相談活動

(1) 青少年相談の目的

「令和」の時代も早5年目となりましたが、青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、インターネットの利用に伴うトラブルや被害の増加、困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援や子どもの貧困問題など、憂慮すべき様々な問題が生じています。そのような状況下において、青少年の悩みや苦しさの声に耳を傾け、アドバイスする相談活動の充実は極めて重要であると考えます。青少年相談室でも、コロナ禍の状況を踏まえ、オンライン等の効率的・効果的な方法を活用しながら相談を受け、受容的・共感的に理解し、助言・指導する他、関係機関と連携して改善を図るなど必要な措置を講じてまいります。

(2) 相談活動の状況

ここ数年、相談内容のほとんどが不登校に関わるもので、本人や保護者との面談や学校・関係機関との正確な情報交流をもとに不登校児童・生徒及び、保護者への丁寧な対応に努めています。また、併設している学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」や学校との連携の充実を図り、相談内容に応じてその都度必要なアドバイスを行うとともに、学校や関係機関と情報を共有し、連携・協力を図りながら相談者への支援の充実に努めています。

(3) 相談の受理状況と傾向

①新規・継続別及び形態別等の傾向

令和4年度の相談受理は25件で昨年より13件減少しています。新規相談が14件、継続相談が11件でした。新規、継続ともほとんどが不登校の相談でした。相談形態の内訳は、電話による相談が8件、保護者(本人同伴も含む)・学校関係者が来室しての相談が13件、コロナ対策を講じて実施した学校や関係機関への訪問相談は3件、ネット相談が1件となっています。

表5-1 相 談 件 数 (件)

区分 年度	相談員数	新規・継続別件数			相談形態別件数			
		新規相談	継続相談	計	来室相談	訪問相談	電話相談	ネット相談
30	1	20	36	56	17	15	24	
R1	1	9	10	19	8	3	8	
R2	1	6	8	14	7	0	7	
R3	1	16	22	38	13	15	10	0
R4	1	14	11	25	13	3	8	1

表5-2 相 談 件 数 (件)

相談件数	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
進路・適性	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
学業	10 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不登校	31 (11)	18 (9)	12 (5)	30 (13)	15 (7)
いじめ	4 (2)	※1 (1)	0 (0)	6 (2)	※1 (1)
その他	9 (2)	※1 (1)	※2 (2)	※15→2 (1)	7 (5)
延べ件数 (実件数)	56 (20)	19 (10)	14 (7)	38 (16)	25 (14)

R1※～不登校といじめの重複1、R2※～友達関係づくりの相談、R3※～15件中6件いじめとの重複、7件～不登校との重複、その他のみの相談件数2。R4※～不登校といじめの重複1件

②相談内容の傾向

令和4年度の相談内訳（表5-2）は、進路・適性2件、不登校15件、いじめ1件、その他7件（親子関係3、性的な悩み2、学校との連携2）でした。

不登校の原因としては、友だち関係のトラブルにより級友とのコミュニケーションが上手くとることができずに自分の居場所がなかったり、担任や学校と上手く繋がることできないといった状況が報告されています。

不登校を短期間で解決することが難しい場合も多く、本人や家族はもちろん学校や関係機関と連携した粘り強い取組が必要となります。

令和4年度も、在籍校の教員が適応指導教室を訪れ教育相談や学習指導をしてくれる回数が多く、「ふれあいくらぶ弥生」と学校との連携の充実が図られ、学校との繋がりを意識しながら多くの人と関わりを持つことで、児童生徒の学習や活動への意欲を高める支援を行うことができました。「いじめ」の相談は1件でしたが、国の「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて策定された根室市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、各校での取組の継続と充実が図られているところです。

表6 新規相談内容別受理数 ※（ ）重複

年度		30	31 R1	R2	R3	R4
不良行為・非行相談	外泊・家出					
	乱 暴					
	不 良 交 友					
	飲 酒					
	怠学・怠業					
	そ の 他					
	計	0	0	0	0	0
一般相談	進路・適性	2				1
	学 業	3				
	し つ け					
	不 登 校	11	9	5	13	7
	い じ め	2	(1)		2	1(1)
	そ の 他	2	(1)	2	1	5
	計	20	9	7	16	15
合計		20	9	7	16	15

③相談の学識別状況

新規の学識別相談件数では、小学生の相談が6件、中学生の相談が7件、高校生の相談は1件でした。小学生の相談については父母・祖母と一緒に来室しての相談が多く、中学生では、本人、学校との来室相談及び電話相談が多いという状況でした。

表7 新規相談対象者学識別受理数

区分 年度	小学生	中学生	高校生	有職・無職 少年・他	計
30	3	15	2	0	20
R1	3	6	0	0	9
R2	3	3	1	0	7
R3	7	8	1	0	16
R4	6	7	1	0	14

3. 学校適応教室「ふれあいくらぶ弥生」の支援

(1) 開設状況

- 開設場所 — 〒087-0051根室市緑町2丁目11番地1
 開設日時 — 月曜日～金曜日の午前9時から午後2時45分まで
 休 室 — 土・日曜日、祝祭日、夏・冬・春休み
 指導体制 — 学校教育指導主幹、青少年相談室指導員、専任指導員、各1名

(2) 通室状況

- ・小学生男子2名、女子1名 ・中学生男子1名、女子5名 計9名

表 8 相 談 実 施 状 況 （ 令 和 4 年 度 ）

区分	相談対象少年														相談者別受理数				相談形態					本年度合計					
	幼児		小学生		中学生		高校生		その他学生		有職少年		無職少年		合計		家庭	学校	本人	その他	計	来室	電話	訪問	ライン	計	新規	継続	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女													
行為																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
																					0					0			0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0					0			0	
																				0				</					

Ⅲ. 今後の青少年対策について

【青少年問題の現状と今後の対応】

今年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」となり、行政主導で行われてきた感染症対策が個人による自主的な取組をベースとした対応に変わりました。これまでの人との接触を大幅に制限された対応からの変化は、青少年を取り巻く環境をより一層厳しいものにしていきます。ライフスタイルの多様化、親の労働形態の変化、新型コロナウイルス感染症対策が社会全体へもたらした不安や悩み、ストレスなどの影響については、これからもしっかりと注意をはらいながら、いじめや不登校、児童虐待、SNSの利用に伴うトラブルや被害の増加等、憂慮すべき問題の解決に向けて家庭や学校、地域、行政などの関係機関が連携協力をして取組を進めていかなければなりません。

また、少子高齢化や核家族化、高度情報化の進展、地域・家庭の教育力の低下など、様々な要因が複雑に絡み合っている課題の解決についても関係機関の情報共有と支援体制の活用を図りながら、サポートを充実させていくことが重要となります。

(1) 家庭における健全育成の啓発強化

すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報提供、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援、PTA活動を通した子どもの健全育成のための活動支援に努めます。

- ・家族の団らんなど親子の心のふれあいを促す「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の啓発。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん運動」や携帯・スマホ使用の「家庭のルール作り」、「スイッチOFF 22運動」等生活リズム向上のための取組の啓発。

(2) 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題

市内の各小・中・義務教育学校に導入された「コミュニティ・スクール」の体制整備と運営の活性化を図り、地域が中心となり子どもを育てる社会教育の充実に努めます。また、「根室市青少年健全育成市民会議」を中核に取り組んできた大人への啓発看板の設置や市PTA連合会と連携した青少年表彰や研修会の開催等、市民の青少年育成意識の高揚を図りながら、インターネットやSNSによる有害情報から青少年を守るための調査・啓発活動、有害環境浄化運動の推進、スポーツ・文化活動や児童会館、放課後教室を活用した異世代、異年齢交流、「わんぱくチャレンジ」等の体験活動を奨励し、関係機関の連携と協力で青少年の健全育成に努めます。

- ・学校、家庭、地域が連携した各種事業を工夫・推進する。
- ・若者の社会参加活動や職業体験等ふるさとを愛し、働く意欲を高める活動を工夫する。
- ・あいさつ、声かけ運動の啓発に努め、こどもの虐待の早期発見と未然防止、関係者の意識向上を図る。

(3) 地域における非行の実態と防止活動の推進

道内で検挙・補導された非行少年は1,054人(+68人)、飲酒、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良少年は10,070人(+853人)と前年に比べて非行少年・不良少年ともに増加しています。一方、根室警察署で補導された不良行為少年は30人で前年より9人増加しています。また、行為別では、粗暴行為が全体の53.3%と最も多く、次いで家出が20%、深夜はいかいが13.3%、怠学が6.6%、飲酒、喫煙がそれぞれ3.3%と続き、性的いたずらは0件でした。学識別でみると高校生が80%、小学生が6.6%、中学生が3.3%となっており、高校生が2年連続で最多となっています。

- ・各学校・青少年育成団体、警察等関係団体による街頭補導活動の充実強化を図る。
- ・喫煙・飲酒・窃盗など規範意識の喪失行為に対しては、家庭や関係機関と連携し適切に対応する。また、根室警察署による非行防止教室等の支援に努める。
- ・薬物乱用防止に向けては、関係機関と連携し啓発資料の提供をするなど薬物乱用防止教室の開催を支援する。

(4) 青少年相談活動の充実強化

根室市青少年相談室では、青少年自身及び保護者、学校等からいじめ、不登校、性格行動、学業等についての相談を受理し、聞き取りや指導・助言を行いました。また、令和4年度中に学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」に通室した不登校児童・生徒は、小中合わせて9名(小3名、中6名)在籍比でおよそ0.6%でした。

- ・各学校、家庭、関係機関と連携した粘り強い対応や指導の継続により、不登校児童生徒を支援する。
- ・根室市「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した場合には学校・家庭・地域・行政がしっかりと連携して対応する。

(5) 幼児・児童生徒の安全確保の強化

不審者情報の学校、関係機関、団体への迅速な伝達、「わんわんパトロール」実施、通学路の安全点検と登下校時の子どもの安全確保に地域一丸となって取り組みます。

- ・「わんわんパトロール」の実施。
- ・「こども110番の家」の活用を図る。

IV. 資料編

1. 地方青少年問題協議会法	1 8
2. 根室市青少年問題協議会条例	1 9
3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則	2 0
根室市青少年問題協議会委員名簿	2 1
根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿	2 2
4. 根室市青少年相談室設置規則	2 3
5. 根室市青少年対策実践要領	2 6
根室市青少年対策実践班名簿	2 7
補導状況一覧（令和4年）暦年集計（1月～12月）	2 8
6. 用語関係の解説	
(1) 用語の解説	2 9
(2) 不良行為の種別・内容	2 9
(3) 少年補導のための関係機関等の役割	3 1
7. 子ども電話相談窓口一覧	3 2

1. 地方青少年問題協議会法

昭和28年 7 月 25日法律第83号
最終改正 平成25年 6 月 14日法律第44号

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 略

2. 根室市青少年問題協議会条例

改正 昭和35年6月25日条例第24号
平成12年12月18日条例第52号
令和3年3月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の規定に基づき根室市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会の会長は、市長がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長がこれを任命又は委嘱する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（令和3年3月22日条例第7号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則

昭和35年 6月30日規則第10号
改正 昭和44年 8月26日規則第23号
昭和49年 5月 2日規則第30号
平成27年 2月17日規則第47号

(趣旨)

第1条 根室市青少年問題協議会条例(昭和35年根室市条例第24号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 協議会は、委員2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 協議会に次の専門部会を置く。

(1) 補導育成専門部会、補導育成専門部会は、青少年の健全育成及び環境浄化並びに補導に関する業務を行うほか、根室市青少年相談室の運営について審議する。

(2) 勤労青少年専門部会、勤労青少年専門部会は、勤労青少年の指導育成に関する業務を行う。

(3) いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。

2 専門部会は、専門委員をもつて構成し、各部会に部会長及び副部会長を置く。

(1) 部会長は、会務を総理する。

(2) 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 部会長及び副部会長の選出は、各専門部会の委員の互選による。

(4) 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(専門委員の任期)

第4条 条例第4条第1項に定める専門委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は青少年行政担当主管課長を、事務局員は同課員をもつてあてる。ただし、第3条第1項第3号に規定するいじめ対策専門部会の事務局長は学校教育行政担当主管課長を、事務局員は同課職員をもつてあてる。

3 事務局長は、会長の命をうけて、その所属事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局員は、上司の命をうけて協議会の事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年 8月26日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年 5月 2日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年 2月17日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

根室市青少年問題協議会委員名簿

根室市青少年問題協議会

学識経験者委員の任期：R05.07.01～R07.06.30

役職名	氏 名	選出区分	職 名（所属）
会 長	石 垣 雅 敏	関係行政機関	根室市長
副会長	波 岸 克 泰	〃	根室市教育委員会教育長
委 員	佐々木 和 己	〃	根室市公共職業安定所所長
〃	原 英 樹	〃	根室警察署長
〃	中 村 和 実	〃	根室振興局保健環境部くらし・子育て担当部長
〃	齊 藤 博 士	〃	根室市市民福祉部長
〃	三ツ木 正 己	学識経験者	根室市青少年健全育成市民会議 会長
〃	長谷川 俊 輔	〃	根室市社会福祉協議会 会長
〃	三 宮 貴 史	〃	根室市PTA連合会 副会長
〃	岡 田 勝 治	〃	根室市青年サークル連絡協議会 会長
〃	原 健 一	〃	根室市立学校校長会
〃	西 田 昌 美	〃	根室市地域子ども会育成連絡協議会 会長
〃	松 田 素 寛	〃	北海道根室高等学校校長

根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿

根室市青少年問題協議会補導育成専門部会

任期：R05.07.01～R07.06.30

役職名	氏 名	所 属
委 員 長	矢 川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議 監事
副委員長	吉 岡 ユキエ	根室地区保護司会 副会長
委 員	佐 藤 元 良	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	大 森 慎 也	根室警察署 生活安全課 生活安全係長
〃	荒 木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室 家庭相談員
〃	須 貝 雄太郎	北海道根室高等学校 生徒指導部長
〃	小 川 敬 太	根室市立光洋中学校 生徒指導部長

根室市青少年問題協議会勤労青少年専門部会

任期：R05.07.01～R07.06.30

役職名	氏 名	所 属
委 員 長	野 陳 克 敏	(一社) 根室青年会議所
副委員長	菊 地 洋 介	根室商工会議所青年部 創陽クラブ
委 員	高 野 美 奈	根室商工会議所 事務局長
〃	中 島 航 輝	道東あさひ農業協同組合根室支所
〃	野 瀬 敦 司	根室公共職業安定所 総括職業指導官
〃	佐 藤 知 里	北海道根室高等学校 進路指導部長
〃	北 信 二	根室市青年サークル連絡協議会 監事

根室市青少年問題協議会いじめ対策専門部会

任期：R3.07.01～R04.06.30

役職名	氏 名	所 属
委 員 長	西 田 昌 美	根室市地域子ども会育成連絡協議会
副委員長	大 森 慎 也	根室警察署生活安全課
委 員	荒 木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室
〃	矢 川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議
〃	松 田 素 寛	北海道根室高等学校校長
〃	大 石 貴 範	根室市生徒指導連絡協議会
〃	原 健 一	根室市立学校校長会
〃	中 嶋 かおり	根室市養護教諭協議会
〃	山 田 聡	釧路地方法務局根室支局
〃	半 田 豪	根室市PTA連合会
〃	白 川 哲 也	根室市市民福祉部市民環境課長
〃	吉 川 禎	根室市教育委員会／青少年教育相談員
〃	南 田 健 佑	根室市教育委員会／特別支援教育専門員

4. 根室市青少年相談室設置規則

平成17年 3月28日教育委員会規則第 3 号
最終改正 令和 4 年 7 月14日教育委員会規則第 5 号

根室市青少年相談室設置規則（昭和41年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 青少年の健全な育成を助長することを目的とし、青少年の育成に関係のある各機関及び団体が連絡協調を図り、有効適切な指導育成活動を実施するため、本市に根室市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（位置）

第2条 相談室は、根室市緑町2丁目11番地に置く。

（開館時間及び休館日）

第3条 相談室の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
 - (2) 休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 2 根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間の変更又は臨時に休館及び開館することができる。

（事務）

第4条 相談室は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 青少年の相談及び補導に関すること。
- (2) 青少年の非行に関すること。
- (3) 青少年関係機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。
- (4) その他必要な事務

（職員）

第5条 相談室に次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 青少年教育相談員
 - (3) 補導委員
 - (4) その他の職員
- 2 室長には、教育委員会社会教育課長をもって充てる。
- 3 青少年教育相談員は、青少年の健全育成に関し知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。
- 4 補導委員は、おおむね次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
- (1) 民生福祉関係
 - (2) 教育関係
 - (3) 法務関係
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市職員
 - (6) その他
- 5 その他の職員には教育委員会社会教育課職員をもって充てる。

(補導委員の任期)

第6条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 室長は、上司の命を受けて室務を処理し、所属職員を指導監督する。

2 青少年教育相談員は、青少年の育成、相談及び非行防止並びにこれらに関する広報活動その他上司の指示する室務に従事する。

3 補導委員は、青少年の補導及び非行防止に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて室務に従事する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月11日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月14日 教委規則第5号)

この規則は、交付の日から施行し、令和4年7月4日から適用する。

根室市青少年相談室職員名簿

令和5年10月1日現在

職	氏 名	備 考
室 長	藤 澤 進 司	社会教育課長
職 員	中 澤 愛 樹	社会教育主査
〃	伊 藤 維 明	〃
〃	笠 島 康 之	社会教育担当
〃	市 六 拓 磨	〃
〃	伊 藤 貴 成	〃
〃	三 浦 昂 也	〃
青少年教育相談員	吉 川 禎	会計年度任用職員

根室市青少年補導委員名簿

委嘱期間 自：令和 4年6月 1日
至：令和 6年5月31日

No.	氏名	選出区分	就任月日	備考
1	矢 川 和 幸	民生福祉関係	平成10年 6月	
2	西 田 昌 美	〃	昭和51年 6月	
3	新 濱 勇	〃	平成28年 6月	
4	富 川 伸 也	〃	平成18年 6月	
5	飯 澤 典 夫	〃	令和 2年 6月	
6	竹 田 彰 一	〃	平成12年 6月	
7	木 根 要	〃	平成26年 6月	
8	小田島 祐 人	〃	令和 5年 6月	
9	山 森 丈太郎	根室市PTA連合	令和 3年 6月	
10	岡 村 治	〃	令和 3年 6月	
11	松 井 信 輝	法務局関係	平成22年 6月	
12	吉 川 禎	学識経験者	令和 元年 6月	
13	中 澤 愛 樹	市 職 員	令和 2年 6月	
14	伊 藤 維 明	〃	令和 5年 6月	
15	笠 島 康 之	〃	令和 2年 6月	
16	市 六 拓 磨	〃	令和 4年 6月	
17	伊 藤 貴 成	〃	令和 2年 6月	
18	三 浦 昂 也	〃	令和 4年 6月	

5. 根室市青少年対策実践要領

昭和62年10月1日制定

(目的)

問題行動のある児童・生徒の指導など、青少年の健全育成に対する手立ての必要性は一層高まっている。しかし、関係者それぞれに職務の限界があり、単発的な対応では実効があがらない現状があり、苦慮しているところである。

個々のケースに対して総合的かつ効果的な指導が行われるためには関係する機関・団体が緊密な連絡をとり一丸となって解決を図ることを目的に根室市青少年対策実践要領を設定する。

(組織)

青少年対策を総合的かつ有機的に実践するため次の組織をおく。

1. 根室市青少年対策関係者会議（関係者会議）

この会議は、問題行動のある児童・生徒及び有職・無職少年など特別な指導を必要とする者に対して、総合的かつ有機的な対策を必要に応じて協議検討する組織として、次の関係機関・団体の代表者をもって構成する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 根室市立小中学校 | (2) 北海道立高等学校 |
| (3) 根室市民生委員協議会 | (4) 根室地区保護司会 |
| (5) 根室警察署 | (6) 根室市市民福祉部 |
| (7) 根室市教育委員会 | |

2. 根室市青少年対策実践班（実践班）

問題行動など具体的な事例に対処するため実践班を構成する。

実践班は、関係者会議が指名したものがあたることとし、必要に応じて対策会議を開催する。

(チーフ)

関係者会議のチーフは根室市教育委員会教育長とし、実践班のチーフは実践班員の互選による。

(庶務)

この実践会議による庶務は、根室市青少年相談室が所管する。

(運営に関する必要事項)

この実践要領の運営に必要なその他の事項については、協議により決定する。

根室市青少年対策実践班名簿

氏名	役職	備考
増 田 慎 一	根室市生徒指導連絡協議会会長	柏陵中学校長 実践班チーフ
千 代 大 輔	〃 事務局長・会計 根室市柏陵中学校生徒指導部長	実践班事務局長
鈴 木 健 太	根室市立光洋中学校生徒指導部長	
長 崎 綾 介	根室高等学校生徒指導部	
岩 野 涼 介	根室市立北斗小学校生活部	
佐 藤 圭 祐	根室市立花咲小学校生徒指導部	
中 村 拓 哉	根室市立成央小学校生活支援教諭	
廣 吉 正 俊	根室警察署生活安全課生活安全課長	
吉 川 禎	根室市青少年教育相談員	実践班庶務担当 根室市青少年補導委員

補導状況一覧（令和4年）暦年集計（1月～12月）

（根室警察署 生活安全課資料により作成）

区分		行動		1 飲酒	2 喫煙	3 薬物乱用	4 粗暴行為	5 刃物等所持	6 金品不正要求	7 金品持ち出し	8 性的いたずら	9 暴走行為	10 家出	11 無断外泊	12 深夜はいかい	13 怠学	14 不健全性行為	15 不良交友	16 不健全娯楽	小計	本年合計	備考	
学 識 別 指 導 数	小学生	男														1				1	2		
		女										1								1			
	中学生	男																		0	1		
		女										1								1			
	高校生	男				16										2				18	24		
		女											3		2	1				6			
	その他学生	男	1										1								2		2
		女																		0			
	有職者	男		1																	1		1
		女																			0		
	無職者	男																			0		0
		女																			0		
	計	男	1	1	0	16	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	22		30
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2	1	0	0	0	8		
補 導 場 所	自宅															1				1			
	公園・社寺				9							3				1				13			
	路上	1	1		6							1			4					13			
	その他				1							2								3			
	計	1	1	0	16	0	0	0	0	0	0	6	0	0	4	2	0	0	0	30			
本年合計	男	1	1	0	16	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	22			
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	1	0	0	0	0	8				
	計	1	1	0	16	0	0	0	0	0	0	6	0	4	2	0	0	0	0	30			

上記の資料は、警察統計による暦年の集計となっているため必ずしも他ページの数字と一致しない。

6. 関係用語の解説

(1) 用語の解説

非行少年	刑法犯少年、特別法犯少年およびぐ犯少年の総称をいう。
刑法犯少年	刑法の各条に定める犯罪行為をした犯罪少年および触法少年（交通事故による業務上過失致死傷を除く）をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
犯罪少年	14歳以上20歳未満で、罪を犯した少年をいう。
触法少年	14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ犯少年	「保護者の正当な監督に服さない」「正当な理由がなく家庭によりつかない」などの理由があって、その性格、環境から将来罪を犯すおそれのある少年をいう。
特別法少年	刑法以外の法令（道育成条例、覚取法、毒劇法など）の罰法令に違反する行為をした少年をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
要保護少年	保護者から虐待され、酷使され、または、放任されている少年、その他児童福祉のため保護の処置を必要と認められる少年をいう。
不良行為少年	街頭補導で最も多く補導の対象となる少年で、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、薬物乱用、家出、不純異性交遊などの行為をし、指導を要する少年をいう。
福祉犯	少年の福祉を害する犯罪をいう。

(2) 不良行為の種別・内容

飲 酒	未成年者飲酒禁止法には、20歳未満の者は酒類を飲んではならないと定められています。 この場合、酒類を飲んだ少年は補導の対象となり、飲んでいることを知っていながら注意をしない保護者や、飲ませた営業者等は処罰の対象となります。 また、少年が自分で飲む目的で酒類を持っている場合も補導の対象となります。
喫 煙	未成年者喫煙禁止法には、20歳未満の者はタバコをすってはならないと定められています。この場合、タバコをすっていた少年は補導の対象となり、すっていることを知っていながら注意しない保護者や、すうことを知っていながら販売した営業者は処罰の対象となります。 また、少年が自分でタバコを持っている場合も補導の対象となります。
薬物乱用	正当に理由がなく、シンナー、催眠剤、鎮痛剤など、心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、または、乱用のため購入したり、携帯をする行為。

粗暴行為	他人に対して著しく粗暴な言動、口論、ののしりあうなど、もしその場で注意しなければ、暴行、傷害などに発展するような行為。
刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、鉄棒、チェーン、ヌンチャクなど人の生命、または、身体を害するおそれのある物件を携帯している場合。
金品不正要求	正当な理由がなく、また、相手を恐れさせる手段を用いずに、貸借に名をかりて金品を要求したり、受けとる行為。
金品持ち出し	保護者に無断で自宅から金品を持ち出し、これを処分する行為。 ○パチンコ等遊興費に使う ○友人等に贈与する ○質屋に質入れする ○古物商等に売却する などのことがこれにあてはまりますが、これらの目的でまだ本人が使わないで持っている場合も含まれます。
性的いたずら	婦女に対して正当な理由がないのにその身体にふれ、または、つきまとう等の性的な行為。 ○通行中の婦女をひやかす ○見知らぬ婦女に声をかけて誘う ○興行場、催し物場などで婦女の身体にわざとふれるなどのことをいいます。
暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすような行為をする者と行動を共にする行為。
家出	正当な理由がないのに、保護者のもとから離れ、保護者の監督に服さず、または、家庭に寄りつかない行為。
無断外泊	正当な理由がないのに、保護者に無断で外泊する行為。
深夜はいかい	正当な理由がなく、夜遅くまでうろつく行為、とくに盛り場を徘徊しているなど、そのまま放任すれば非行性が強くなるおそれのあるもの。
怠学	正当な理由がないのに、学校を休み、または早退する行為。
不健全性行為	少年にふさわしくない性交、または性的刺激を求める性交類似行為です。 その判断に当たっては、その個々の対象についての行為の場所、時間、状態など勘案して客観的に判断しなければなりません。 例えば、桃色遊戯にふけるなどの行為。
不良交友	正当な理由がなく、不良性のある人、不道德な人(犯罪経歴を有するなどにより不良性が継続していると認められる者、その行動が一般に非難され忌避される言動を有する者)と交際し、出入りが繰り返されその感化を受けるおそれがある交友。
不健全娯楽	法令によって、客として年少者の入場を禁止している場所にみだりに出入りする行為。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗適正化法」という) ・関係18歳未満の少年が、入場を禁止されているキャバレー、ダンスホール、パチンコ店、モーテル等風俗営業、風俗関連営業所に客として出入りすること。

(3) 少年補導のための関係機関等の役割

児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県や指定都市に置かれる。 所長は、送致または通告を受けた児童および相談に応じた児童、または、その保護者について必要な措置をとる。
家庭相談所	調査や審判の基に、保護観察・少年院送致・児童自立支援施設または児童養護施設などの保護処分を決める。 他に、指導したうえでの不処分や中間的な処分の試験観察などの措置がある。検察庁への逆送もある。
少年鑑別所	家庭裁判所から送致された少年を収容し監護するとともに、審判などに資するため、医学的・心理学的な心身の鑑別を8週間以内に行う。
保護観察所	家庭裁判所で保護処分を受けた少年や、少年院から仮退院を許された少年を補導し、善導、更正を図る。
少年院	家庭裁判所で送致処分を受けた少年を収容して、矯正教育をする。 初等・中等・特別・医療の4種類があり、個別処遇計画に従って行う。
児童自立支援施設 及び 児童養護施設	家庭裁判所が行う保護処分で、少年の年令や家庭環境などから、児童福祉法上の指導に委ねるのがよいと判断したとき送致される施設。少年の生活指導・職業指導、家庭に対する環境の調整などを行い自立を支援する。

7. 子ども電話相談窓口一覧

相談窓口名	電話番号	受付時間
根 室 市 青少年相談室	0153-23-2859	月～金 9:00～17:00
	fureai-yayoi@educet03.plala.or.jp	
根 室 市 子ども家庭総合支援拠点	0153-23-6111	月～金 9:00～17:20
根 室 市 子育て相談所「ぶらんこ」	0153-24-3482	月～金 9:00～17:00 土 9:00～11:30
根室保健所 ころろとからだの健康相談	0153-23-5161	月～金 8:45～17:30
別 海 町 教育支援センター 「ふれあいるーむ」	0153-75-0622	月～金 9:30～15:30
中 標 津 町 教育相談センター	0153-75-1717	月～金 9:00～16:00
標 津 町 教育相談	0153-82-3588	月～金 8:30～17:00
羅 臼 町 青少年補導センター	0153-87-2004	月～金 8:45～17:30
羅 臼 町 教育相談	0153-87-3930	月～金 10:00～16:00
根室振興局 家庭児童相談室	0153-23-5459	月～金 8:45～17:00
根室教育局 教育相談窓口	0153-23-2715	月～金 8:45～17:30
釧路児童相談所	0154-92-3717	月～金 8:45～17:30
北海道警察釧路方面本部 相談センター	0154-23-9110	月～金 8:45～17:30
北海道中央児童相談所 子ども電話相談	011-631-0301	月～金 24時間
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	0120-3882-56	毎日 24時間
北海道警察少年相談110番	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
北海道生涯学習推進センター 子育てカウンセリング	011-261-4545	月～金 8:45～17:30
根室市 インターネットいじめ相談室	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoiku/iinkai/kyoikusomu1/gyomuannnai/kakushusoudan/index.html	
根室市 電子メール いじめ相談室	nakuse.ijime@city.nemuro.hokkaido.jp	

令和5年度

あゆみ（第54号）

－ 健全育成と非行防止を目指して －

令和5年10月

編集発行 根室市青少年問題協議会

根室市教育委員会